

令和3年度事業報告

はじめに

新型コロナウイルス感染症の発生から3年目を迎え、小郡市において第5波まで約600名だった感染者数は、第6波において急増し、令和4年3月末には3000名を超えるなど、未だに収束する気配が見えません。こうした中、きぼうの家においてもこれまで以上の危機感を持って、保護者の皆様のご協力をいただきながら、利用者の皆様とともに職員一丸となって感染症対策に取り組んでまいりました。

一方、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、虐待防止対策、感染症対策、業務継続計画の策定等が義務化され、その対応が求められております。

きぼうの家におきましては、こうした状況変化に的確に対応するとともに、次の基本方針に従い、利用者・保護者の皆様の意向を踏まえながら、安全・安心で来てよかったと思っただけの施設運営に取り組んでまいりました。

1. 基本方針

- (1) 利用者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行います。
- (2) 福祉サービスの提供は、利用者の意思及び人格を尊重し、プライバシーの侵害や虐待につながる暴力行為は厳禁する立場に立っています。当福祉会においても虐待防止対応規程に基づき利用者の人権を守り、健全な支援を行います。
- (3) 地域や保護者会との連携を図り、市町村や他の福祉施設及び医療機関等との連携に努めます。
- (4) 福祉サービスの提供に関して利用者等から苦情があった場合は、本会の苦情処理委員会設置要綱の規定に基づき、迅速に解決を図るよう努めます。
- (5) 地域とのつながりを大切にしながら犯罪による被害を抑え、利用者や職員の安全・安心の確保に向けて取り組んでまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症対策

社会福祉施設等におけるサービスは、利用者の方々やその家族の生活にとって欠かせないものであり、継続した提供が求められております。こうした中、きぼうの家におきましては、十分な感染防止対策を行いながら、利用者に対する必要な各種サービスを継続的に提供してまいりました。

3. 運営基準改正に伴う取組み

(1) 障害者虐待防止の更なる推進

虐待防止に係る職員研修の実施、虐待の防止等のための責任者の設置が令和4年度からの義務化されるため、当該事項を規定する虐待防止委員会設置要綱を制定いたしました。

(2) 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施が令和4年度からの義務化されるため、当該事項を規定する身体拘束等適正化委員会設置要綱及び指針を制定いたしました。

4. グループホーム設置に係る社会福祉充実計画について

都市計画法第34条第12号の規定に基づく区域指定の状況を勘案しながら、グループホーム設置に係る候補地の検討を継続しております。

5. 利用者への援助

(1) 個別支援計画に基づく福祉サービスの提供

ア 利用者の心身の状況や本人・家族等と面談を行い、個別支援計画を作成し、これに基づき適切なサービスを提供してきました。

イ 個別支援計画は、施設職員全体で意思統一を図り、本人及び保護者の同意を得てサービスの充実を図ってきました。

ウ 支援計画に基づき提供したサービスについて、一定の経過後点検・評価を行い、利用者のニーズや心身の状況及び意向の変化に応じて、再検討する等支援計画の充実を図ってきました。

(2) 具体的な支援の方向

就労継続支援B型事業として、受託事業及び施設外就労を「就労や生産活動の機会を提供する雇用に向けた訓練」と位置づけ、利用者の特性や本人の希望を勘案して実施するとともに、工賃の向上を図ってきました。

(3) 健康管理

別紙1のとおり新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、次の事項に取り組んでまいりました。

ア 日常的に利用者の健康状態に留意するとともに、毎月初めに体重や血圧測定を行い、急激な体重変化の有無を確認しました。

イ 年1回集団検診を実施し、健康状態の把握に努めました。

ウ 精神疾患又は発作等を有する利用者については、利用者・保護者の同意を得て、主治医との連絡を密にし、その指示のもとに生活指導や服薬等の指導を行いました。

(4) 給食

ア 利用者の嗜好及び身体的条件等を把握し、栄養のバランスを考慮して作成した献立表を毎月事前に配布し、利用者・保護者が毎日の給食の内容を理解できるよう努め、バラエティーに富んだ給食を実施しました。

イ 新型コロナウイルス感染症対策を含め、衛生管理の徹底を行うとともに、給食の完食率向上に努めてまいりました。

6. 職員会議

利用者支援の課題を協議するとともに施設運営の効果を高めるため、次の会議を実施しました。

(1) 施設職員全体の意思統一を図るための職員会議（毎日）

(2) 利用者に関する問題・課題についての意思疎通と共通認識を持った対応を行うための「指導員会議」

(3) 栄養士と調理員の給食会議

7. 職員の資質向上及び組織の活性化

(1) 目標管理制度の導入により、職員一人一人が役割・業務に応じた目標を定め、当該目標を達成するために自己の業務を進行管理することにより、業務に対する意欲の向

上、能力の開発を図り、もって人材育成の強化、組織の活性化を図りました。

(2) 虐待を防止するための研修を行いました。

(3) 新型コロナ感染症対策のため、多くの研修会・講演会等が中止となる中、ZOOM等のリモートによる参加が可能なものには積極的に参加してまいりました。

8. 年間行事

令和3年度事業計画に記載した行事については、新型コロナウイルス感染症対策のため、ほとんどの行事をやむを得ず中止といたしました。

4月	利用者・保護者・役員・職員懇親会	中止
5月	バスハイク	中止
6月	野球観戦 誕生会 宿泊体験	中止
7月	買物訓練 【西島夏祭り】	中止
8月	カラオケ交流会	中止
9月	集団検診 火災避難訓練 誕生会 【福岡県障がい者スポーツ大会】	集団検診、火災避難 訓練以外は中止
10月	【ふれあいオリンピック】 【あすてらすフェスタ】	中止
11月	バスハイク 交通安全教室	中止
12月	餅つき大会 クリスマス会 誕生会 大掃除	大掃除以外は中止
1月	初詣	中止
2月	ボウリング大会	中止
3月	火災避難訓練 誕生会	中止